

障がいのある方の 就労などについて の巡回相談を実施 します

道南しょうがい者就業・生活支援センター「すてつぷ」では、障がいをお持ちの方が職業生活における自立を図るために必要なサポートを行っています。

このたび、次のとおり巡回相談を行いますので、お気軽にお越しください(予約優先)。
※仕事のあっせんはしていません。

【日時】 2月7日(木)
午後1時30分～3時30分

【場所】 シルバープラザ第1会議室

【対象者】

- ・障がいをお持ちの方(手帳をお持ちでない方を含む)
- ・障がいをお持ちの方を雇用している、または、雇用予定のある事業所
- ・就労支援事業所、学校関係者など

【申込期限】 2月6日(水)
午後5時15分

【申し込み・問い合わせ先】

保健福祉課障がい者福祉係
(シルバープラザ内)

☎0137-64-2111

給与所得者の 確定申告

給与所得がある方のうち、

大部分の方は年末調整で所得税および復興特別所得税が精算されることとなるため、確定申告をする必要はありません。

ただし、給与所得がある方でも確定申告をしなければならぬ場合や、確定申告をしないと源泉徴収された所得税および復興特別所得税が還付される場合があります。

【確定申告をしなければならぬ方とは】

- ① 給与の収入金額が2,000万円を超える方
 - ② 1か所から給与の支払いを受けている方で、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
 - ③ 2か所以上から給与の支払いを受けている方で、主たる給与以外の給与の収入金額と給与所得および退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える方
- 【確定申告をすると所得税および復興特別所得税が還付される場合は】
給与所得者で確定申告の必

要がない方でも、次のような方は確定申告をすると還付される場合があります。

- ① 災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産に受け損害などについて雑損控除を受ける場合
- ② 病気やけがなどで支払った多額の医療費について医療費控除を受ける場合
- ③ 家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築(特定増改築等)をして、住宅借入金等特別控除を受ける場合
- ④ ふるさと納税などの寄附を行い、寄附金控除を受ける場合

【平成30年分の確定申告の相談および申告書の受付期間について】

平成30年分の確定申告の相談および申告書の受付は、2月18日(月)～3月15日(金)までです。還付申告については、2月15日(金)以前でも行えます(税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、税務署では相談および申告書の受付を行っていません)。
申告書は、パソコンやスマホでも作成できます。

【問い合わせ先】

八雲税務署
☎0137-63-2148

子育て支援センターからお知らせ

あそびの広場⑥ 赤ちゃんといっしょ!

【内容】 お子さんと一緒に歌遊び、おもちゃ遊びを楽しみます。ママ同士おしゃべりを楽しみながら、交流を深めましょう!

【対象】 0才のお子さんと保護者の皆さん

【日時】 2月21日(木)
午前10時～11時30分

【場所】 シルバープラザ福祉室

【申込期限】 2月19日(火)



【申し込み・問い合わせ先】

子育て支援センター ☎0137-62-2573

おもいやりカフェを 開店します



もの忘れや障がいの有無、年齢・性別を問わず、どなたでも来店できる地域のカフェです。

お友達同士はもちろん、介護や子育てをしている方向士で交流する場としてもご利用いただけます。お父さまやお孫さんも一緒に、お気軽にお立ち寄りください。

【日程】 1月9日(水)・2月13日(水)

※毎月第2水曜日(祝祭日・会場使用不可の際は第1水曜日)に開店します。

【時間】 午後1時30分～3時

【場所】 はぴあ八雲 1階研修室

【内容】 ミニレクリエーション、交流茶話会
手芸作品などの展示

【問い合わせ先】

保健福祉課包括支援係(シルバープラザ内) ☎0137-65-5001